

参 考 资 料

1 全国の市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況 (平成15年6月末現在の状況調査結果)

(1) 市町村地域福祉計画

- ① 市町村数 3,087 (長野県内の120市町村を除く)
- ② 市町村地域福祉計画策定委員会の設置について

	市町村数	割合 (%)
ア 13年度以前に設置	98	3.2
イ 14年度に設置	129	4.2
ウ 15年度に設置予定	307	9.9
エ 16年度以降に設置予定	821	26.6
設置と設置予定の合計	1,355	43.9

③ 市町村地域福祉計画の策定について

	市町村数	割合 (%)
ア 14年度に策定(13年度以前の策定を含む)	128	4.1
イ 15年度に策定予定	194	6.3
ウ 16年度に策定予定	348	11.3
エ 17年度以降に策定予定	782	25.3
策定と策定予定の合計	1,452	47.0

(2) 都道府県地域福祉支援計画

① 都道府県数 47

② 都道府県地域福祉支援計画策定委員会の設置について

	都道府県数	割合 (%)
ア 13年度以前に設置	8	17.0
イ 14年度に設置	16	34.0
ウ 15年度に設置予定	7	14.9
エ 16年度以降に設置予定	7	14.9
設置と設置予定の合計	38	80.9

③ 市町村地域福祉計画策定ガイドラインの策定について

	都道府県数	割合 (%)
ア 13年度以前に策定	2	4.3
イ 14年度に策定	24	51.1
ウ 15年度に策定予定	18	38.3
エ 16年度以降に策定予定	0	0.0
策定と策定予定の合計	44	93.6

④ 都道府県地域福祉支援計画の策定について

	都道府県数	割合 (%)
ア 14年度に策定(13年度以前の策定を含む)	8	17.0
イ 15年度に策定予定	17	36.2
ウ 16年度に策定予定	7	14.9
エ 17年度以降に策定予定	4	8.5
策定と策定予定の合計	36	76.6

2 地域福祉計画の策定未定の要因

- 地域福祉計画について、「策定未定」としている市町村を対象に調査を実施。(平成15年11月調査)

「策定未定」としている市町村数 1,602

策定未定の要因	回答数 (A)	全体に占める割合 (A) / 1,602
1. 計画の策定方法がわからない	62	3.9 (%)
2. 計画の策定や実施のための財源がない	350	21.8 (%)
3. 策定のための組織体制が整っていない	479	29.9 (%)
4. 他業務より優先順位が低い	250	15.6 (%)
5. 市町村合併の予定がある	1,224	76.4 (%)
6. 都道府県のガイドラインをみてから考える	156	9.7 (%)
7. 近隣市町村が策定する予定がない	139	8.7 (%)
8. 既に地域福祉計画を内包する総合計画等を策定している	158	9.9 (%)
9. 策定するメリットがない	149	9.3 (%)
10. 策定するまでもなく、地域福祉の推進が図られている	81	5.1 (%)
11. その他	31	1.9 (%)

※ 市町村からの回答は複数回答によるものです。

3 地域福祉権利擁護事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		痴呆性 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成 13 年度	契約件数	2,229	523	408	120	3,280	1,017
	構成比(%)	68.0(%)	15.9(%)	12.4(%)	3.7(%)	100(%)	31.0(%)
平成 14 年度	契約件数	3,053	747	641	263	4,704	1,649
	構成比(%)	64.9(%)	15.9(%)	13.6(%)	5.6(%)	100(%)	35.1(%)
平成15年 4月～12月	契約件数	3,196	691	648	299	4,834	1,415
	構成比(%)	66.1(%)	14.3(%)	13.4(%)	6.2(%)	100(%)	29.3(%)
平成15年 12月末現在 実利用者数	実利用者数	6,540	1,803	1,519	528	10,390	—
	構成比(%)	62.9(%)	17.4(%)	14.6(%)	5.1(%)	100(%)	—

全国社会福祉協議会調べ

(2) 地域福祉権利擁護事業の都道府県・指定都市別実施状況

① 相談援助件数 (問い合わせ・相談件数)		事業開始～平成15年12月末				
内容 対象者 事項	合計	本事業の利用に関するもの				その他
		痴呆性高齢者など	知的障害者など	精神障害者など	不明 その他	
件数 合計	488,940	275,727	65,774	78,709	21,324	47,406
北海道	9,637	4,161	2,453	1,812	658	553
青森県	3,779	2,395	505	347	503	29
岩手県	10,662	5,937	3,021	1,401	188	115
宮城県	8,850	3,256	2,092	2,257	162	1,083
秋田県	3,554	2,588	522	302	11	131
山形県	4,169	2,517	533	460	88	571
福島県	2,045	1,292	238	163	103	249
茨城県	1,803	1,043	362	199	58	141
栃木県	5,651	2,889	1,038	554	313	857
群馬県	4,147	1,558	355	447	423	1,364
埼玉県	3,498	2,286	273	379	117	443
千葉県	10,851	8,121	895	1,271	194	370
東京都	77,714	47,907	5,155	16,675	2,769	5,208
神奈川県	46,180	28,575	4,749	5,478	1,930	5,448
新潟県	16,576	9,504	2,969	3,115	617	371
富山県	8,232	6,237	384	966	460	185
石川県	7,254	4,563	720	785	118	1,068
福井県	4,032	1,762	578	285	94	1,313
山梨県	4,155	1,789	1,328	394	365	279
長野県	11,668	5,103	1,715	2,510	529	1,811
静岡県	7,158	3,641	655	554	314	1,994
岐阜県	1,733	943	201	242	87	260
愛知県	28,089	21,812	2,880	3,397	-	-
三重県	4,851	2,790	990	617	188	266
滋賀県	18,150	7,962	3,644	4,334	1,323	887
京都府	10,850	7,264	1,048	1,885	344	309
大阪府	37,275	17,961	5,825	6,359	1,782	5,348
兵庫県	12,702	5,196	1,052	1,191	883	4,380
奈良県	2,489	1,147	353	808	127	54
和歌山県	9,445	5,628	1,591	1,591	197	438
鳥取県	1,181	649	283	88	45	116
島根県	2,898	1,774	477	399	31	217
岡山県	11,996	6,628	2,423	2,072	308	565
広島県	12,408	6,924	1,784	2,542	292	866
山口県	12,472	3,853	884	706	1,209	5,820
徳島県	1,899	904	374	238	137	246
香川県	4,540	2,559	1,029	784	99	69
愛媛県	2,741	1,693	216	639	121	72
高知県	4,859	3,265	793	486	244	71
福岡県	4,198	2,388	482	212	250	866
佐賀県	967	558	126	111	75	97
長崎県	6,303	2,628	2,149	824	97	605
熊本県	1,601	1,136	168	201	52	44
大分県	2,778	1,823	280	301	234	140
宮崎県	6,575	2,381	1,833	1,611	405	345
鹿児島県	2,856	1,837	215	426	191	187
沖縄県	6,702	2,630	1,157	2,506	189	220
札幌市	3,418	1,172	509	464	191	1,082
仙台市	680	327	86	148	99	20
さいたま市	401	267	43	72	19	-
千葉市	258	205	19	6	28	-
川崎市	1,750	1,267	112	166	157	48
横浜市	2,927	1,811	311	397	408	-
名古屋市	3,908	2,627	614	483	116	68
京都市	4,522	2,591	507	1,157	267	-
大阪市	1,282	805	141	174	162	-
神戸市	1,618	594	62	319	643	-
広島市	3,062	2,130	494	351	87	-
北九州市	707	390	73	41	203	-
福岡市	234	84	6	7	20	117

※ 指定都市における実施状況は、平成15年4月～平成15年12月末分

② 契約締結件数 (累計)

事業開始～平成15年12月末

事項	対象者	痴呆性高齢者など	知的障害者など	精神障害者など	その他	合計	
						合計	うち生活保護
件数	合計	9,580	2,216	1,902	784	14,832	4,711
北海道		152	56	59	-	267	175
青森県		211	37	35	16	299	151
岩手県		212	94	46	11	363	139
宮城県		103	37	55	1	196	71
秋田県		57	12	6	-	75	20
山形県		78	21	8	5	112	58
福島県		39	11	6	5	61	22
茨城県		137	21	16	8	182	42
栃木県		230	87	31	-	348	114
群馬県		194	32	30	-	256	52
埼玉県		174	36	27	8	245	111
千葉県		239	24	28	8	299	68
東京都		825	69	93	28	1,015	139
神奈川県		460	47	57	111	1,025	308
新潟県		180	48	73	-	301	90
富山県		77	4	13	7	101	28
石川県		53	13	8	2	76	16
福井県		84	17	6	12	119	39
山梨県		101	54	24	61	240	37
長野県		120	35	44	16	215	48
静岡県		231	33	27	23	314	99
岐阜県		107	29	13	-	149	36
愛知県		460	52	52	-	564	145
三重県		156	50	52	-	258	64
滋賀県		196	104	63	87	450	72
京都府		142	26	15	2	185	79
大阪府		484	147	158	126	915	312
兵庫県		192	27	34	4	257	108
奈良県		22	6	6	7	41	10
和歌山県		180	59	51	4	294	88
鳥取県		104	44	15	-	163	41
島根県		226	98	55	2	381	116
岡山県		159	38	44	6	247	77
広島県		272	63	90	10	435	155
山口県		420	79	77	14	590	156
徳島県		114	20	20	36	190	98
香川県		148	64	39	6	257	74
愛媛県		207	32	86	37	362	160
高知県		87	80	28	7	202	69
福岡県		182	36	15	-	233	74
佐賀県		104	26	20	9	159	43
長崎県		175	66	31	10	282	58
熊本県		97	21	19	7	144	55
大分県		141	24	17	5	187	93
宮崎県		190	110	40	34	374	154
鹿児島県		206	25	30	21	282	113
沖縄県		97	32	64	-	193	106
札幌市		25	5	11	3	44	31
仙台市		13	4	9	-	26	12
さいたま市		14	2	3	2	21	12
千葉市		6	-	-	2	8	-
川崎市		67	6	10	9	92	53
横浜市		23	4	2	3	32	6
名古屋市		93	10	6	1	110	20
京都市		33	5	11	-	49	32
大阪市		61	14	7	7	89	49
神戸市		305	4	2	-	311	66
広島市		59	14	11	-	84	28
北九州市		27	1	2	1	31	1
福岡市		29	1	2	-	32	18

※ 指定都市における実施状況は、平成15年4月～平成15年12月末分

※ 神奈川県の平成11年10月～平成13年3月分は合計のみ計上

③ 実利用者数

平成15年12月末現在

対象者	合 計	痴呆性高齢者など	知的障害者等	精神障害者等	その他
事 項	合 計				
件 数	10,390	6,540	1,803	1,519	528
北海道	162	92	30	40	-
青森県	234	167	28	28	11
岩手県	287	154	84	38	11
宮城県	109	53	29	27	-
秋田県	54	39	10	5	-
山形県	85	54	18	8	5
福島県	49	27	11	6	5
茨城県	164	127	21	16	-
栃木県	236	145	67	24	-
群馬県	165	119	23	23	-
埼玉県	164	113	28	18	5
千葉県	212	163	20	21	8
東京都	686	559	45	76	6
神奈川県	338	201	34	31	72
新潟県	227	135	38	54	-
富山県	78	57	4	11	6
石川県	64	42	13	7	2
福井県	90	64	12	6	8
山梨県	168	79	47	22	20
長野県	163	83	28	39	13
静岡県	243	162	34	22	25
岐阜県	103	65	27	11	-
愛知県	186	138	23	25	-
三重県	207	117	43	47	-
滋賀県	388	168	96	59	65
京都府	102	73	19	10	-
大阪府	470	276	99	94	1
兵庫県	167	116	23	24	4
奈良県	31	15	5	6	5
和歌山県	132	77	29	22	4
鳥取県	57	36	16	5	-
島根県	262	134	79	47	2
岡山県	183	112	32	34	5
広島県	233	131	38	58	6
山口県	469	324	70	63	12
徳島県	96	59	13	12	12
香川県	123	69	32	17	5
愛媛県	258	128	24	74	32
高知県	189	74	85	26	4
福岡県	76	61	10	5	-
佐賀県	76	47	12	11	6
長崎県	155	91	34	20	10
熊本県	114	79	17	11	7
大分県	138	100	21	14	3
宮崎県	311	143	100	36	32
鹿児島県	222	157	24	24	17
沖縄県	165	81	29	55	-
札幌市	80	35	18	20	7
仙台市	66	31	13	22	-
さいたま市	21	14	2	3	2
千葉市	20	15	-	-	5
川崎市	226	168	11	22	25
横浜市	130	82	14	13	21
名古屋市	244	187	31	25	1
京都市	91	63	9	18	1
大阪市	287	168	44	43	32
神戸市	105	101	3	1	-
広島市	75	51	14	10	-
北九州市	85	55	18	7	5
福岡市	69	64	2	3	-

4 生活福祉資金貸付制度の見直しについて

(1) 資金種類等の整理・統合

【現 行】

【見直し(案)】

資金種類	貸付対象			貸付内容					
	低	障	高	限度額 (千円)	総 額 (千円)	据置	償還	利子	
更生資金	○			生業費	1,410		12月	7年	3%
				特別	2,820				
				支度費	100	6月	6年	3%	
				技能習得費	918	6月	6年	3%	
				特別①	1,068	①+ 月153	5,658		
特別②									
障害者更生資金	○			生業費	1,410	12月	9年	3%	
				特別	4,600	18月			
				支度費	100	6月	8年	3%	
				技能習得費	918	12月	8年	3%	
				特別①	1,248	①+ 月153	5,838		
特別②									
福祉資金	○	○	○	300		6月	3年	3%	
転宅資金	○	○	○	260			6年		
障害者等福祉		○	○	750					
障害者自動車		○		2,050					
中国残留邦人	○	○	○	4,464			10年		
住宅資金	○	○	○	1,500		6月	6年	3%	
特別				2,450			7年		
修学資金	○			17 ~63	612~ 3,024	卒業後 6月	20年	無利子	
就学支度費				75 ~450					
療養・介護資金	○		○	療養費	1,506	6月	5年	無利子	
				特別①	1,686				
				特別②	2,304				
				介護費	1,736				
特別	2,354								
緊急小口資金	○			50		2月	4月	3%	
災害援護資金	○			1,500		12月	7年	3%	

資金種類	貸付対象			貸付内容				
	低	障	高	限度額 (千円)	据置	償還	利子	
更生資金	○	○		低所得世帯 2,800	12月 注3	9年	3%	
				障害者世帯 4,600	18月 注3			
				技能習得費	低所得世帯 1,100 注1	6月	6年	
				障害者世帯 1,300 注1	12月	8年		
福祉資金	○	○	○	福祉費 ・結婚、出産、葬祭、転居等 ・就職時の支度 ・日常生活上、時的に必要な経費	500	6月 注3	3年	3%
				障害者等福祉用具購入費	800		6年	
				障害者自動車購入費	2,000			
				中国残留邦人等国民年金追納費	4,464		10年	
住宅資金	○	○	○	2,500	6月 注3	7年	3%	
修学資金	○			高専 月35 高校 月60 短大 月60 大学 月65	卒業後 6月	20年	無利子	
				就学支度費	500			
療養・介護資金	○		○	1,700 注2	6月	5年	無利子	
緊急小口資金	○			50	2月	4月	3%	
災害援護資金	○			1,500	12月 注3	7年	3%	

注1 法令等において知識・技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を越える期間について月額150千円以内。

注2 療養期間が1年を越え1年6月以内の場合又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。

注3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

(2) 児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付け

未成年者に対する生活福祉資金の貸付けについては、法定代理人の同意が必要とされているところであり、親権者等の支援が期待できない児童養護施設を退所する者等には利用しにくい状況にある。

今般、児童養護施設退所者等の自立に資するため、当該者に対する本資金の貸付けについて、次のような取扱いとする。

【貸付対象】

- 次の要件に該当し、就職又は就学が決まっている等自立する能力があると認められる未成年者
- ・児童養護施設を退所した者
 - ・里親委託を解除された者 等

【資金の種類】

- ・福祉資金（福祉費）
- ・修学資金（修学費、就学支度費）
- ・離職者支援資金

【連帯保証人】

原則1名（児童養護施設等の長又は里親等）。借受人と同一都道府県内に居住していなくても可。

【借入手続き】

- ① 借受申込人は、都道府県社協に対し、次の事項を記載した施設等の長又は里親の意見書を添え、借入申込書を提出。ただし、借受申込人の就学・就職後の居住地と施設等又は里親の所在地が異なる都道府県である場合には、施設等又は里親の所在地の都道府県社協を経由し、借受申込人の居住地の都道府県社協に提出。
 - ・借受申込者の氏名、生年月日、就職又は就学後の住所、就職・就学先
 - ・親権者の状況、同意の可否
 - ・借受申込者の評価、自立の見込み等の所見
- ② 都道府県社協は、借受人が親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、これまで通り書面により同意を得る。同意を得られない場合には、施設等の長又は里親の意見書、児童養護施設退所者等への面接等により、当該者の自立の能力を確認の上、同意なしで資金の貸付けを行う。
なお、貸付けの決定に当たっては、貸付審査等運営委員会の意見を聞く。
- ③ 都道府県社協は、借受申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、居住地の市町村社協及び民生委員に対し、その旨を情報提供するとともに、必要な援助指導を依頼。

【留意事項等】

- 未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った消費貸借契約は、民法上取り消し得べき行為に該当するが、当該契約行為は、当然無効となるものではなく、取消行為をもって初めて遡及的無効となり得るものであること。
- 都道府県社協は、借受人が法定代理人の同意を得られない場合には、借受人が成年に達したとき、当該債務について民法第122条に定める取り消し得べき行為の追認をすること。
- 借受人が契約の際に未成年であって、その後当該契約を取り消したような場合においては、民法第449条の規定により、連帯保証人となる施設等の長又は里親は、借受人と同一の債務を負担しなければならないこと。
- 都道府県社協は、児童養護施設等との連携を密にし、施設等に対し、借受人の自立に向けた支援について積極的な協力を求めること。
- 連帯保証人となった児童養護施設長がやむを得ず連帯債務を負うことが必要となった場合の支援策については、検討中。